

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第一課

1. 基本情報

国名：ブータン王国（ブータン）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年7月3日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ブータンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 農業農村開発

ブータンにおいて農業はGDPの約17%を占め、総人口の約60%が従事する基幹産業である（Statistical Yearbook of Bhutan 2017）。他方で、国土の大部分が山岳地帯であり耕地面積が限られており、また農業生産性が低いため農業所得が低くなっている。そのため若年層の農村から都市への流出が発生し、農村部では労働力不足、都市部では10%を超える若年層失業者の増加といった問題が発生している（ILOSTAT database）。ブータン政府は第11次国家5ヶ年開発計画（2013 - 2018）の中で、持続可能で公平な社会経済開発を目指すとし、農業セクターの重要性を指摘している。本事業は農業セクター振興を担う政府機関の能力向上支援として位置付けられる。

2) 産業振興のための基盤づくり

ブータンの経済成長は水力発電による売電や関連する建設分野が牽引しているが、右分野は雇用創出効果が低い。農村から都市への人口移動が起こっていることに鑑み、ブータン政府は第11次国家5ヶ年開発計画（2013 - 2018）の中で雇用創出の観点から産業多様化を図ることとしている。本事業は産業多様化及び振興政策を担う政府機関の人材育成事業として位置付けられる。

3) 持続可能な経済成長のためのインフラ整備

ブータンの運輸・交通手段は道路に依存しているが、道路の整備が遅れているため主要道路ネットワークは5本の国道のみである。また、ブータン政府が維持管理を行っている340橋のうち40%が積載過剰に制限のある応急的なベイリー橋等となっている（Statistical Yearbook of Bhutan 2017）。ブータン政府は

「第11次五ヶ年計画（2013年 - 2018年）」において、道路の不足と整備状態の悪さにより住民の各種社会サービス・市場へのアクセス、農産物の市場への時宜を得た出荷等経済活動が困難となっており、ブータンの発展の大きな阻害要因となっていると分析し、全国国道網の改善を重点事項として挙げており、上述の農業セクターの振興や産業多角化を図る上でも、基盤となるインフラ整備を行う意義は高く、本事業はそのための人材育成事業と位置付けられる。

4) 気候変動・防災対策

ブータンは国土の大部分が急峻な山岳部であり、地震、洪水、土砂災害等の自然災害への脆弱性が高い。また、氷河湖決壊洪水に代表される気候変動による影響も顕在化しており、これらへの対策が急務となっている（National Disaster Risk Management Framework）。ブータン政府は2013年に防災法を制定し、防災対策を進めるための人材の育成が急務となっており、本事業はそのための人材育成事業と位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

1) 農業農村開発

対ブータン国別開発協力方針（2015年5月）において我が国は、農村と都市のバランスの取れた自立的かつ持続可能な国作りの基本方針の下、持続可能な経済成長を重点分野と定めている。我が国は農村部における生計向上を図るものとして農業農村開発を支援してきており、本事業は右分野における行政能力向上のための人材育成支援として位置付けられる。

2) 産業振興のための基盤づくり

同様に、都市部における持続可能な経済成長を支援するためには、産業多角化及び産業振興が不可欠であり、上記重点分野の下、我が国はこれらの政策を支援してきている。本事業は産業振興分野における行政能力向上のための人材育成支援として位置付けられる。

3) 持続可能な経済成長のためのインフラ整備

農村部及び都市部のバランスの取れた経済成長を後押しするためには、基盤となるインフラの整備が重要であり、上記重点分野の下、我が国はこれらの政策を支援してきている。本事業はインフラ分野における行政能力向上のための人材育成支援として位置付けられる。

4) 気候変動・防災対策

対ブータン国別開発協力方針では上述の持続可能な経済成長に加え、脆弱性軽減のための支援を重点分野と定めている。右重点分野の下、我が国は気候変動及び防災対策の支援を行ってきている。本事業は気候変動及び防災分野における行政能力向上のための人材育成支援として位置付けられる。

(3) 他の援助機関の対応

ブータンにおいては最大のドナー国であるインドが留学生や研修員の受入れ事業を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ブータンの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 10 名（修士課程 9 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、ブータンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第一年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

総事業費 183 百万円（概算協力額 日本側：183 百万円、ブータン側：0 円）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ブータンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ブータン政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。運営委員会の構成：王立人事院、在インド日本国大使館、JICA ブータン事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：特になし

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：

【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

本事業においてジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標 | | 基準値 (2018 年実績値) | 目標値 (2024 年) (事業完成 1 年後) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 留学する学生数 (名) | 修士 | 0 | 9 |
| | 博士 ¹ | 0 | 1 |
| 留学生の学位取得率 (%) ² | | 0 | 95 |

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4 期分の計画 (3. (3) 事業内容参照) 全体における目標値とする。また、「5. (2) 外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、中核人材育成の推進を通じて行政能力の向上に資するものであり、包摂的で持続可能な経済成長を目指す持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 8、強靱なインフラ構築及び包摂的で持続可能な工業化の促進を目指す SDGs ゴール 9 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
 4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上